

経 過 表

	原告の主張		被告の主張	原告の反論
平成13年				
4月1日	原告、南牧村に着任。		職員に採用。	
6月13日	磐戸小学校歯科保健事業に初めて参加。		認める。 村の出席者は、前川保健師及び原告、歯科医師会は杉山歯科衛生士及び山田歯科衛生士であった。このとき、「歯磨剤は毒」という発言をした。また、歯科衛生士に独自の考え方を押し付けていた。	否認する。 「歯磨剤は毒」との発言はしていない。 歯科衛生士に独自の考え方を押し付けてもいない。
7月5日	富岡保健福祉事務所にて、歯科医師会と南牧村の会議。原告は「着任したばかりなのでこれから南牧村の保健問題を把握して計画を立てる訳で今の時点では何とも返答できない」と発言。		富岡管内の市町村職員を対象に地域保健関係職員研修会があり、その後、南牧村及び歯科医師会と保健福祉事務所立会いの上で打合せ会議があった。出席者は、南牧村は浅川補佐及び保健師3名、保健福祉事務所は健康課長及び保健師、歯科医師会は、萩原医師、守谷理事及び歯科衛生士2名である。この打合せ会議を開催した理由は、原告の歯科保健に関する考え方を確認する意味もあった。それは上記6月13日の歯科指導の際に独自の見解を歯科衛生士に押し付けたため、歯科医師会として対応すべく設けたものである。歯科医師会は、原告が当該地域の歯科保健の取り組みを理解していないことに鑑み、今までの富岡甘楽管内の歯科保健行政の経緯、また南牧村が医療僻地であるがための歯科保健の対応などを説明し理解を求めた。 この打合せで、歯科医師会は、原告の考え方が村の歯科保健行政とかけ離れていると感じた。	保健福祉事務所の健康課長は出席していなかった。例年管内市町村が一堂に会して打合せを行っていたものが、この時はそれに先立ってなぜか南牧村だけが呼ばれて開かれたものである。 被告は「原告の考えかたが村の歯科保健行政とかけ離れていると感じた」旨主張するが、これは歯科医師会の意見を代弁しているのであろうか。歯科保健は村の年間保健計画の中に盛り込まれているものであり、すでに年間計画に従って事業を行っている年度途中で歯科医師会が保健師の考え方を確認する必要や意味はない。 被告はことさらに歯科医師会の見解を代弁しているが、被告自身の主張は何処にあるのか、不明である。

7月11日	18時から研修会と称する食事会があった。その席上で萩原歯科医師が原告の傍に来て意見交換となる。		幼児健康審査等連絡協議会である。各市町村26名、歯科医師会12名及び事務局3名であった。南牧村からは、工藤村長、土屋社会課長、浅川補佐、原告及び根岸保健師が出席した。歯科医師会としては、上記7月5日の打合せ会議において、原告の考え方が明らかに異なっているため再度話し合いを試みたが、協力関係維持は難しいとの結論であった。	酒席において萩原歯科医師が原告に対して一方的に自説を展開したのみである。「原告の考え方が明らかに異なっているため協力は難しい」とは、同歯科医師自身の感想であろう。南牧村の歯科保健行政の方針はすでに決定され、原告はこれに従って職務を行っていたのであるから、一歯科医師が原告の見解を問い質すことなどそもそも必要ないはずである。
8月1日	南牧村広報の【こんにちは保健婦です】のページに『歯ブラシを選びましょう』という題名の原告の記事が掲載された。		認める。	
8月28日	社団法人富岡甘楽歯科医師会より平成13年8月27日付け「歯科保健に対する楠主任保健婦の姿勢について」と題する文書が送達された。		認める。	
10月	土屋課長等が『楠を歯科から外す』とし、事務分掌が一部、変更された。以後歯科医師会との打合せ等は前川保健師と浅川課長補佐で行われた。	11月	土屋課長が原告を歯科保健に携わらないようにしたのは、11月のことである。それは下記の南牧小学校歯科保健指導の際の原告の発言に端を発している。土屋課長は、原告を歯科保健に携わらないようにし、浅川補佐の業務であった老人保健を他の職員にあてがい、浅川補佐に原告の教育を徹底させるねらいがあった。	原告を歯科保健に携わらせないようにした理由は、歯科医師会の介入に対して無用の摩擦を避けるための配慮であって、原告を教育する必要があったからではない。

10月23日	南牧小学校歯科保健指導。事前に養護教諭と打ち合わせたプログラムに沿って実施。		この指導の最後のまとめの言葉として原告が「歯磨剤は毒」との発言をした。理由は、歯磨き剤にはフッ化物が配合されているからである、との理由であった。そもそも南牧村の歯科保健行政は、「健康日本21」「元気県ぐんま21」に沿って実施していく方向である。そして元気県ぐんま21には、「フッ化物配合歯磨剤を使用している人の割合90%以上」を目標値としており、明らかに本村の保健行政に違背した態度である。	「歯磨剤は毒」との発言はしていない。南牧村の平成13年度の保健事業計画には「健康日本21」「元気県ぐんま21」に沿うとの明示はない。「元気県ぐんま21」の発行は平成13年7月のことである。平成14年度の計画も同様である。
	平成14年度の歯科事業についても、前川保健師と補佐が歯科医師会との打合せに行き進めていた。		歯科保健事業に限らず保健事業は保健師間で話し合っていた。歯科保健に関する事務的なもの、対外的なものは浅川補佐と前川保健師で行っていた。	原告と歯科医師会の接触はなかった。
平成14年				
6月	市川宣夫氏が新村長に就任し、人事異動があり、社会課の課長及び課長補佐が異動となり、新たに工藤総務課長、掛川課長、小金沢補佐となった。	6月20日	認める。	

<p>8月</p>	<p>掛川課長より、主任保健師である原告が歯科保健から外れている事はおかしな事なので、参加するよう指示があった。歯科医師会へ打合せに出かける日の午前、『楠が参加するなら、富岡管内の歯科医師会は南牧村に一切協力しない事を、8月の理事会で決定した』旨電話で告げて来た。</p>	<p>不明</p>	<p>歯科保健を含む保健事業については原告主導の下、保健師間で話し合っ進められていた。平成14年度の歯科保健は、フッ化物に反対する原告の考えから、毎年度当初に行われていたフッ素洗口説明会は行われておらず、もちろんフッ素洗口も実施できなかった。南牧村の住民が掛かりつけている歯科医師から等で、南牧村がフッ素洗口を実施していないことを知った歯科医師会が協力できない旨告げたものである。</p>	<p>乙第21号証は回覧確認印のない前川保健師のメモであって、原告の考えを正確に表したものではない。また乙20号証は、フッ化物に反対する原告の考え方を示すものではなく、インフォームド・コンセントの必要性を述べているものである。南牧村ではフッ化物の副作用や使用上の注意事項の説明がなされておらず、幼児に対し、厚生労働省の指導基準を上回る回数フッ素塗布、基準より多い量でのフッ素洗口、歯磨剤使用を指導していた。</p> <p>平成14年度の歯科保健の実施責任者は前川保健師であり、この時期にフッ素洗口説明会やフッ素洗口が行われていなかったことは原告の考え方とは何の関係もない。</p> <p>フッ素洗口説明会は例年村の保健師だけで行っていたが、歯科医師会から参加したい旨申し入れがあったために打合せを行うことになったものである。このような経緯からして、また南牧村との委託契約の存在からして、打合せの当日になって協力できないなどと通告してくる歯科医師会の姿勢にこそ問題があるのであって、原告に責任を転嫁すべきいわれは全くない。</p>
-----------	--	-----------	--	--

42

8月	<p>課長が家庭訪問記録を提出するようにと指示した件につき、プライバシー保護の視点から原告が意見を述べた。課長は命令に逆らうのかと怒った。結果的には、課長の指示に従い、家庭訪問記録を課長に提出したが、その記録は、鍵のかからない課長の引き出しに入ったままであった。</p>	<p>住民のプライバシーの保護、言い換えれば守秘義務は、保健師だけに課されたものではなく、職員全体に課されたものであることは周知のとおりである。また、職員は、上司からの命令に明らかな瑕疵、法令違反または不当性等がない限り当然にその命令に従わなければならない。原告は、保健師として家庭訪問したのであるから、上司の命を受け保健指導に携わる職員として訪問記録を提出するよう命じられたことに対し拒む余地はない。</p> <p>また、原告は、「意見を述べた」のではなく拒否をしたものである。</p> <p>さらに、原稿は、「プライバシー保護」の認識を誤っている。南牧村の職員が、住民のプライバシーを保護することは当然に理解をしているし、実施もしている。原告の主張する「プライバシー保護」とは、ただの隠匿に過ぎず、ことさらに住民の健康をあずかる業務を担う保健師としては失格である。</p>	<p>村の職員がプライバシー保護の責任を負っているからといって、掛川課長が家庭訪問記録の提出を命じたことが正当化されるものではない。家庭訪問記録には専門職たる保健師でなければ知り得ないような個人の秘密事項が記載されており、原告着任以前からその保管は厳重に管理されていたし、提出を命じた課長は掛川課長のみであった。従って原告が目的や保管方法について疑義を述べたのは当然のことである。</p> <p>掛川課長は提出を命じた目的が原告の行動をチェックすることにあつたこと及び自ら杜撰な管理を行っていたことを供述しているが（乙32号1・6頁及び掛川調書22乃至23, 32乃至36頁）、これこそ掛川課長の権限濫用というべきである。</p>
9月2日	<p>保育園フッ素説明会に原告は行かぬようにと課長命令があり、前川保健師と根岸保健師のみで行った。</p>	<p>平成13年10月23日南牧小学校の歯科保健指導の際、村の歯科保健行政に違背する態度をとったため、当説明会でも同様の発言をされたのでは住民の不安を煽り、本村の行政に不信感を抱かせる結果になる恐れがあつたため、職務命令をしたものである。</p>	<p>原告が村の保健行政に違背する態度を取った事実はなく、厚生省の基準を遵守しようとした原告への言いがかりにすぎない。</p> <p>かような職務命令をだすのであれば、そもそも掛川課長がなぜ原告に対して歯科保健業務に戻ることを命じたのか理解しがたい。</p>
9月	<p>前川保健師産休に入る。</p>	<p>9月7日</p>	

10月	掛川課長は原告に対し具体的な指示も方策も示さず、歯科医師会との関係の修復を命じた。		この頃になっても富岡甘楽歯科医師会の協力が得られない状態が続いていたので、掛川課長が命じたものである。原告は「具体的な指示」というが、歯科医師会の協力が得られなかったのは、原告が平成15年11月25日付けで南牧村公平委員会へ不服申立をしたが、その際の弁駁書第2頁第2項にあるように原告のフッ素についての考え方による。原因が何かわかっているのだから対処方法はおのずとわかるはずである。	当時、歯科医師会の協力が得られないために中止になった事業はない。歯科医師会は原告に対し私的な嫌悪感を抱いていたようであるが、それは原告には責任のないことである。従って原告に「関係修復」を命ずること自体、不当なことである。
	歯科医師会に出向いた課長及び課長補佐から、「歯科医師会が『楠を歯科保健だけでなく保健行政から外せ。辞表を提出させる』とかなり過激な発言をしている」と、原告に何度も話した。		歯科医師会がこのような発言をしたかどうかは不知。しかし、課長及び小金沢補佐は「原告に何度も話した」ことはない。(乙第41号証第1頁2第4項。)	歯科医師会に何度も出向いていた小金沢補佐が、憤慨した表情で「課長が行けばいいんだ!」と原告に不満をもらし、「楠さんを辞めさせろと言っている」と話していた。
	原告の調理実習の起案を課長が「おまえの人格を疑っているのでやらせない。」というだけで具体的な理由を言わずに却下した。前年度から予算化して村長決裁を受け、すでに希望者を募ってあったものであった。		掛川課長は、原告を「おまえ」と呼んだことはなく(乙第32号証の1第11頁⑤)、ましてこのような理由で却下するはずがない。仮に原告の主張のとおりだとすると、原告の全ての起案が却下されなければならないが、そのような事実はない。そうすると当然理由があることになる。事実は次のとおりである。原告の起案には、起案文書には不適切な文章(他の保健師の批判的なものなど)があったため、起案として必要な事業実施についてのみ記載するよう修正を命じたものである(乙32号証の1第7頁⑤、⑥及び⑦)。	不適切な部分があると判断したならその旨を指摘すべきところ、理由を示さずに却下したのであって、明かな嫌がらせである。起案却下は調理実習、広報原稿、異動健康相談と続き、原告はその度に理由の説明や訂正箇所の指摘を求めたが、それに対する応答はなかった。

	<p>小金沢補佐が原告作成の広報原稿を「理由なし」と申し向けて却下した。</p>		<p>「広報の原稿」はなんもく広報に掲載することが予め決まっていた、その内容について原稿を書くわけだから却下などすれば広報に空欄ができてしまう。また、「移動健康相談」は、年度当初から計画、予算措置はされており、その実施について起案をするものであり、小金沢補佐の立場では却下できるものではないため、「却下」というのは考えられず、他の理由があつての差戻しと考えられる。その理由とは、起案の内容の修正や訂正、文言の整理などを命じたものである（乙第41号証第2頁第5項①）。</p>	<p>却下したために、なんもく広報11月号には「こんにちは保健師です」の記事が掲載されなかった。</p>
	<p>小金沢補佐が原告作成の移動健康相談の起案を、理由を言わずに却下した。</p>			<p>起案文書を、理由や修正箇所の指摘もなく却下し、社会課の他職員のいる場所で「理由はない」と言い放ったのである。内容の修正や訂正、文言の整理を命じたのではないことは、被告から加筆・修正等の記載のある起案文書が書証として提出されていないことから明らかである。</p>

	保健所から届いた医療機関の受診を要する村民の受診者名簿につき、小金沢補佐の了解を受け、個人名を伏せて回覧したところ、掛川課長が公文書を改ざんしたとして原告を叱責した。		小金沢補佐が了解したというのは責任転嫁である。通常受付文書は各課の文書取扱責任者から課長にあげられるものである。従って仮に原告宛てに届けられた文書であったとしても、公文書は全て村長宛てであり、開封してそのまま補佐に渡すべきもので、「個人名を伏せて」などもってのほかであり、しかも「伏せた」のは修正テープと呼ばれる粘着性のあるもので、文書の復元は不可能になってしまった。保健師はもとより公務員としても失格である（乙第32号証の1第8頁⑧）。	課長に渡す前に小金沢補佐に相談したのである。文書の復元が不可能になったとの点は否認する。コピーを取り、名前の部分を黒マジックで伏せたものである。原告の以前の勤務市町村では、精密検査対象者の氏名まであからさまにして回覧することはなかった。結局原本を掛川課長に渡したが、その原本は課長の机上で1週間近くも他の書類と共に山積みになっていた。
10月30日	親子学級のアンケートを原告に知らせず実施したことを原告が知った。	11月20日	このアンケートは親子学級の運営の充実を図る簡単なもので、原告も認めるとおり平成14年11月20日付けで行われた。原告が知っていたか否かは不知。	親子学級は原告の着任後新たに始めたものであり、離乳食試食を取り入れるなど、保健師3人で計画実施してきたものである。アンケートをとるなら、当然主任でもある原告に知らされるべきものである。
11月7日	保健推進員研修旅行に根岸保健師と補佐が同行。その起案文書は原告に回覧されず、また何の連絡、説明もなかった。	11月7日	保健推進員の主担当は、小金沢補佐であり保健師は副担当である。宿泊を伴う研修であったため根岸保健師が同行したものである。そもそも出張命令は、課長の判断であり、出張しない職員に連絡説明する必要はないものである。	原告は副担当の筆頭である。特に保健推進員には、原告が主として担当した成人保健やがん検診に関する住民への周知などで協力してもらっていたのである。「宿泊を伴う」ことは原告を除外する理由にはならない。また、通常、出席しない職員にも起案書、復命書の回覧はなされていた。

11月13日	<p>掛川課長が原告に座席の移動を命じた。また、保健係の打合せの際に、掛川課長が原告に「研修の案内は回す必要ない。保健所会議は楠以外の保健師に行ってもら。フッ素の事に関しては一切役場の中でも村民に対しても発言しないように。」などと言った。事務分掌を変えることも一方的に命令された。ただし、この事務分掌の変更は正規の文書として手続がされなかった。</p>	11月13日	<p>課内の事務分担、それに伴う座席の決定など課内のことは（村長には当然に承諾を得るが）課長の裁量権の範疇である。この日には、保健係の打合せは行われておらず、原告のスケジュールでも確認はできない。 なお、掛川課長はこのようなことは発言していない。研修はその時点での担当者の予定、必要性などを課長が考慮して命令を出せばいいのであるからこのような発言を予めすることはない。また「保健所会議」については乙第5号証にあり翌年度ではあるが出張をしているので、この発言をしていないことは明らかである。</p>	<p>ことさらに原告のみに屈辱感を与えるような移動であり、裁量権の逸脱・濫用は明かである。 パソコン内のスケジュール表は予定を書き込むもので、予告されずに実施したものは通常記録されない。 乙第4号証、乙第5号証、乙第13号証号等で明らかにおり、主任保健師である原告の研修への出張は極端に少なく、平成14年9月12日から平成15年3月11日まででは皆無である。これが、掛川課長が「担当者の予定や必要性を考慮し」た結果であるならば、裁量権を逸脱または濫用した嫌がらせというほかない。 なお、乙5号証では命令番号7番から48番、61番から90番、103番から108番、115番以降が欠落している。何故このような書証の出し方をしたのであろうか。</p>
	<p>掛川課長から「地方公務員としてのマナーが欠けている。（上司の言うことを無視する、公文書を改ざんする、上司が作ったものに押印しない。）」と非難された。</p>	不明	<p>この日に掛川課長がこのようなことを言ったのかは不知。掛川課長は原告の公務員としてのモラルの欠如、職務命令違反などは事あるごとに注意してきた。しかし原告は一向に直さなかった。このことは「非難された」という主張からも明らかである。</p>	<p>公務員としてのモラルの欠如、職務命令違反などの具体的事実はない。 掛川課長が「公文書を改ざんした」と非難した件については前述のとおりである。（結核精密検査対象者の名簿）。また、押印しない書類については、必ず意見など何らかの記載をした。掛川課長の非難は、事実を歪曲した言いがかりにすぎない。 しかも、掛川課長は頻繁に原告を呼びつけ、他の職員の面前で原告を「楠」と呼び捨てにした上、非難したのである。</p>

11月13日	掛川課長が原告に対し、親子学級、歯科保健事業、乳幼児健診等に、参加しないようにと命令した。	不知。ただし、仮に事実だとしても職務命令であり不当ではない。親子学級、歯科保健事業、乳幼児健診は、歯科に関することが共通して含まれているため、歯科医師会との関係に配慮したものである。	親子学級の大部分は歯科保健に関係しない内容で行われる。乳幼児健診も、猫の手も借りたいほどの状況で、問診、保健指導など、歯科と関係ない業務が大部分である。掛川課長は歯科医師会の意向ばかりを気に向け、住民の健康管理に配慮していなかったのである。
11月15日頃	掛川課長が原告に対して「やめる気はないかね」と言った。	<p>否認。原告は南牧村公平委員会に措置要求を平成15年6月10日付けで行った。この要求に「退職勧奨を行わないこと」との要求があった。それが掛川課長から言われた事になければならない理由である。しかしそれほど大事なことであるのに「11月15日頃」と曖昧な表現となっているのはどうしてか。</p> <p>掛川課長は、11月15日は、午後私用があって年次休暇を取って帰宅している。</p> <p>11月14日は、午前中富岡甘楽歯科医師会口腔保険センターへ出張し、歯科保健事業の協力依頼をしている。午後は、午後3時から行われる区長分区長会議に出席するため午後2時40分ころ役場を出発し、南牧村自然休養村管理センターに向かった。会議終了後は懇親会があったので、役場には戻っていない。</p> <p>11月16日は土曜日、17日は日曜日であった。</p> <p>また、掛川課長は、原告と2人だけで話すことを意識的に避けていた。(乙32の1, 10頁)</p>	<p>このような発言がなければ「退職勧奨を行わないこと」を要求する必要はなかったはずである。</p> <p>正確な日時の記憶はなくとも内容ははっきり記憶しているということはよくあることである。この時原告は聞き間違いかと思ったが、後に(12月10日)再度同様なことを言われ、工藤総務課長から「就職先を探したか」と問われるに至って、聞き間違いではないと認識しなおした。</p> <p>二人きりで話をする機会を意識的にしていなかったというのは事実でなく、歯科医師会との関係の修復を命じた時は村民室で二人だけであったし、12月10日、12日も、座席移動させられたため掛川課長の座席とは最も遠い位置にある原告の座席の目の前まで来て、他者のいないところで、掛川課長が話したことである。</p>

12月2日	乳幼児検診をわざわざ他の保健師を保健所から手配して、原告をはずして実施した。実施場所の役場の「2階に上がるな」と掛川課長が原告に指示した。		<p>歯科医師会と原告の軋轢は富岡保健福祉事務所も承知をしており、村の状況に配慮して新人の保健師を派遣してくれたもので「わざわざ」「手配し」たものではない。</p> <p>協力が得られなかった歯科医師会との関係も修復の兆しを見せていたこの頃、掛川課長は、やっと元通りの協力体制になりつつある時に、再度トラブルを歯科医師会の医師または歯科衛生士と起こさないよう配慮して原告に左記のような指示をしたものである。</p>	<p>乳幼児健診でトラブルが起きたことはない。問診や保健指導コーナーなど歯科医師や衛生士と接触もなく、またその暇もないほど忙しい。手が足りなくて忙しいためか、根岸保健師は重要な頭囲測定を省いてしまった。</p> <p>歯科医師会とのトラブルを避ける方法は他にもあるのに、乳幼児健診の質を低下させてまで原告を除外するなど明かに裁量権の逸脱・濫用である。まして「2階に上がるな」などという命令は常軌を逸している。</p>
12月4日	地域保健研修（定例、保健福祉事務所で管内保健師が集まるもの）に掛川課長は原告を出席させなかった。	12月4日	<p>11月に開催する予定であった地域保健関係職員研修会は、主催する富岡保健福祉事務所の都合により同月に開催できなくなり、12月の研修は「地域子育て研修会」に振り替えられて開催された。</p> <p>よって母子保健副担当である根岸保健師が出席したものである。</p>	<p>「地域子育て研修会」とは、地域保険関係職員研修会の一環であり、そのテーマが子育てであることを表すものである。地域保健関係職員研修会は、市町村保健師の資質の向上のために保健所が実施するものであり、従来、保健師はできる限り全員が出席していた。</p> <p>平成14年6月5日の研修には原告を含む保健師3名と民生係の職員1名が出席しており、同年9月4日の研修も、原告を含む保健師3名が出席している。（乙第4号証3枚目、6枚目）</p> <p>平成15年2月5日の研修は原告を除く保健師2名が出席している。（乙第13号証）</p> <p>尚、乙4号証の6枚目したから2番目の欄の記載と7枚目の上から3番目の欄の記載の研修は同一のものである。</p>

12月10日	原告が準備した検診に関する「健康づくり財団」との打合せ会議において掛川課長及び小金沢補佐が原告の発言を遮り発言させなかった。その後本件に関する公文書も原告に回覧しなかった。		平成14年12月10日に健康づくり財団との打合せは行なわれていないので、事実誤認に基づく主張である。健康づくり財団との打合せは、同月12日午後1時から行なわれたが、特に公文書は作成されなかったため、原告にも回覧されなかったのは当然である。また、「発言を遮り発言させなかった」との主張であるがそのような事実はない。仮に「発言を遮」ったとしてもそれは次のようなことである。原告は他の会議中にも会議内容とは関係ないことを発言することが度々あり、それについて発言を止めた可能性はある。また、仮に一切発言をさせない予定であれば、会議そのものに参加させなかったと考えるのが自然である。	「本件に関する公文書」とは打合わせの文書のことではなく、その後作成された文書のことである。打合わせの日付のわずかな違いをあげつらったり、文書の意味をことさらに取り違えるのは議論のすり替えである。原告は、会議とは関係ないことを発言したことはない。原告を参加させたのは、原告でなければわからない内容を資料準備させるためであり、遮って発言させなかったのは、その後、原告を当該事業からはす予定だったからであると評価せざるを得ない。
12月10日頃	「おれは、おまえは村に必要なと思ってんだ。」と掛川課長が原告に言った。	不知	掛川課長は意識的に原告と2人になる状況を作らなかった(乙32の1, 4頁⑥, 10頁⑦)のであるから、このような無用心な発言はするはずがないし、他の社会課職員もこの件については否定をしている。	社会課の他の職員がいなくなった時、時間外で原告が一番端の自席にいるところへ、反対の端にある課長の机の所からわざわざ原告の目の前に寄って来て言ったものである。他の係との間にはキャビネットの壁があるので、社会課のコナーには二人のみであった。

12月10日	<p>村民から原告に対して依頼があった健康運動指導につき掛川課長が理由もなく許可せず、原告が勤務時間外に事情説明に出向いたことも業務命令違反であると非難した。</p>	<p>仮に原告に村民から依頼があったとしても、それは「南牧村職員の保健師」である原告に依頼をしたということであり、個人に依頼したものではない。通常、このような事業は、事業の目的、実施方法などを打ち合わせた上で決定するものである。計画性もなく当該地区のみで実施することは行政の公平性に反しかねない。掛川課長が「理由もなく許可せず」とあるが正規の手続（事業の実施についての決裁を得ること。）をとらないで隠れて実施しようとしたことについて中止を求めたものである。「勤務時間外に事情説明」との主張であるが、甲第23号証第7頁中段には、「集まることになってしまっていた」とあり、原告準備書面（8）第4頁「夜の時間でよろしければお詫びに伺います」とあるのだからこの時に中止にできたはずであり、そして後日正規に実施した方が住民にとって利益があることである。また、住民が、原告が南牧村の保健師として指導してくれると受けとめるのは当然であり、もし事業実施中に事故が発生した場合には南牧村の責任問題が生じる。したがって、勤務時間外であっても中止を求めることは当然である。</p>	<p>原告が隠れて実施しななければならない理由はない。勤務時間外の事情説明は、掛川課長が村民の要望を無視して実施を許可しなかったために行わざるを得なかったもので、事業自体の実施ではない。問題の根元は課長の態度にある。また、課長からは後日実施するようにとの指示もなかった。この点についての被告の主張、特に乙第32号証の1第12頁中の原告が無断で外出するとの部分は、根拠のない誹謗中傷である。公用車使用簿には使用した時刻、時間、メーターの数字、目的、到着地など詳細に記載され、保健師の日報には何の業務に何時間費やしたか、対象者の人数、件数など記載されるのであるから、無断外出などあり得ない。</p>
--------	---	---	---

12月11日	小金沢補佐が15年度の保健指導計画の作成に原告を参加させなかった。		この日に会議は開かれていない。15年度の計画については特に会議という席を設けず、事業担当者が立案し、相談が必要な箇所については話し合っただけで作成したのであり、参加させなかったというのは失当である(乙第40号証第2頁第8項)。	必要な箇所の話し合いへの参加もさせなかった。そもそも保健事業年間計画は、保健師全体での検討なしに立案できるような性質のものではない。14年度の計画は保健師全員で会議を行って立案していたのに、15年度はなぜそれをやめたのか、不可解であるし、保健行政のあり方として極めて無責任である。
12月12日	勤務終了後、掛川課長が原告の席の前に立ち、「この前の事はまだ終わってないからな。おれを甘くみるなよ。勤務終了後も役場に残るのには許可を取らせるようにする。」等と言った。		これについては12月10日の健康運動教室についての掛川課長の注意を、原告は勤務時間が終了したので聞く必要がないとのことで注意を遮ってしまい、課長は止むを得ず注意を中止ししなかった。それを受けてこの前の注意はまだ終わっていない旨話したものである。他の主張は原告の創作である(乙第32号証の1第13頁⑦)。	掛川課長が日頃から勤務時間終了後も原告に対して延々と非難を続けていたのであり、それ自体が嫌がらせである。
12月13日	原告の担当である大仁田地区の民生委員との協議に掛川課長は原告を参加させなかった。		この日に行われたのは民生委員児童委員協議会12月定例会であり、原告も出席をしている。なお、この会議の前後に大仁田地区のケースについての協議は行われていない。	大仁田地区の民生委員が来庁し、役場1階の村民室で社会課長らと相談した件である。その場にはなぜか根岸保健師が同席していた。その後も何の伝達・報告もなかった。

12月17日	住民のトラブルが発生した際、主任である原告に連絡しなかったことが保健所からの連絡で判明した。		この件については、保健師と民生係との協力の下、最善の対処ができたものである。保健所には午前中に通報及び相談の電話を入れており（乙第51号証IV第2項、第10頁）、また、その日の午後のサービス調整会議に原告は出席をしており、どのような対処をするのかその方向性は見出せたのであるから、何を問題にしているのか分からない。	保健所上原課長から、精神疾患の担当となっていた原告に「警察に連絡するようなケースは保健所にも連絡を！」と電話が入ったのであり、連絡が入っていなかったことは明らかである。午後の会議で相談したとの事実はない。
12月20日	小金沢補佐は社会課保健係の予算の最終打合せに原告を出席させなかった。		「平成15年度の予算査定が行われ」という主張であったが（原告準備書面（7）第20項）、被告において予算査定は行われていない旨の反論をしたところ、「予算の最終打合せ」との主張に変わるなど、原告の主張には一貫性がない。予算の打合せには原告も出席をしている（乙第47号証「20」の項）。予算の立て方は事業担当者がそれぞれ立案し、相談が必要な個所については話し合っただけで作成していた。したがって、原告についても同様である（乙第47号証「17」、「18」の項）。	原告を除外して会議や打合せが行われていたので正確な情報を持ち得ないのであり、その責任は被告にある。原告は予算の打合せにも参加させられなかった。そのため原告が根岸保健師に「蒸気滅菌器の予算は計上したのか」と問うたところ、計上してないという返答であった。そこで原告は「それだけは予算化しなければいけない」と重ねて説明したというのが実態である。
平成15年				
1月6日	広報の「こんにちは保健師です」の記事が、原告に回覧されないまま決裁を受け掲載された。		起案については、全ての係員の押印がなければならないというものではない。係員の多忙や病気等合議について余裕がないなどの理由で係員全ての押印が揃わないことも時にはある。	「こんにちは保健師です」の記事については保健師全員の押印を受けるのが当然であり常であった。原告は主任であるし病気などで休んだということもない。多忙であっても朝晩は在席しているのであるから、意図的に回覧しなかったものである。

1月20日	原告作成の南牧テレビ保健師便の原稿を小金沢補佐が理由も示さず却下した。	却下ではなく一部修正を求めたものである。このテレビ原稿の内容は「生活習慣病」について書くように求めたものを原告は検診の説明等について書いたため、当然に修正を求めたものである。しかしその修正を原告は放棄した（第7準備書面A第5項）。	一部修正を求めたものではない。全く異なる内容でしかも、保健師でもない小金沢補佐独自の生活習慣病についての解釈をメモ書きで強要したものである。検診の説明は、保健師たちの相談で年間予定として決まっていたテーマであった。それは次年度の検診希望を取りまとめる上で、時期的にも重要なものであった。収録期日も迫っていたため、テレビ局責任者浅川補佐が小金沢補佐に、収録できるような詳細な原稿を提出してみたいと要望したところ、結局小金沢補佐は提出しなかった。
1月24日	掛川課長の命令により原告だけ食生活改善推進員の新年会に参加させなかった。	他の係員も出席しない者もいた。この新年会は招待であるため全員の出席が求められるものではない。この新年会は、昼食をはさんで午後2時頃まで開かれるもので、そもそも原告は当日の午後には年次有給休暇を取得していた。	例年全員出席していた。主任保健師である原告には何の連絡もなく、根岸保健師、神戸臨時保健師は出席し、保健師のうち原告のみ出席させないのは屈辱的な扱いである。当日の午後は出席させられなかったのが年休を取ったものであり、順序が逆である。
1月30日	原告が村長に対し1対1での面談の申し入れは了解されたが、実際には4対1の面談となっており面談の条件が守られなかった。	黒澤室長は、村長の秘書も職務としているのだから、仕事に関することなので当然担当課長を通じて話をするという基本的なことを伝えたまでである。結果村長に手渡したとされる文書は、原告の主観で書かれた要望書とは名ばかりのもので、掛川課長に対する誹謗・中傷に終始していた。	黒澤室長は、朝の面談申入れ時には「1対1で村長室でどうぞ、自分は席を外すから」と言っていたのであるから、同席するならその旨を伝えるのが常識である。要望書（乙56号証）は、事実に基づき、異常な事態の改善を求めたものであり、誹謗中傷との非難はあたらないことは明らかである。

2月4日	工藤総務課長が原告に対して、村長への要望の内容が、社会課長への誹謗中傷ではないかと言い、訓告すると言った。		工藤課長からそういわれても仕方のないものである。	事実を指摘されたことを逆恨みした上での脅しである。工藤課長は、「他への就職口を探したか」「訓告することについて村長は知らない」などと述べており、明らかに私的な報復の通告である。
2月5日	掛川課長は原告に保健所で行われた地域保健職員研修会及び健康日本21推進会議につき事前に周知せず参加の機会を与えなかった。		「事前に周知せず」か否かは不知。これは業務を考慮した上、神戸保健師と根岸保健師に研修命令を出したものである。なお、掛川課長はこの日出勤していない。	2月5日は研修が行われた日であり、掛川課長が同日出勤していないことは関係ない。出張命令は前日出されている。健康日本21推進会議に、主任保健師より臨時保健師を優先的に出席させる理由はない。
2月7日	掛川課長は原告に富岡保健医療圏地域保健推進会議につき事前に周知せず参加の機会を与えなかった。		これは、母子保健部会の推進会議であったため、主担当の神戸保健師に出張命令が出されたものである。	母子保健部会であろうと、主任保健師に会議の案内も回覧しない理由はない。
2月12日	掛川課長は原告に富岡保健福祉事務所で 行われた健康日本21推進会議につき事前に周知せず参加の機会を与えなかった。		2月5日と同じ理由による。	案内文書の回覧をしないということはありません。

2月12日	リーダー研修会の公文書回覧が原告になされなかったことが保健所課長からの連絡で判明した。 原告が出席を希望したが掛川課長は出席を認めなかった。		小金沢補佐に研修命令を出したものである。	小金沢補佐は出席していない。(乙第13号証には同人に命令が出されたことの記載がない。)。同研修会は県内の全自治体の保健師のリーダーが出席対象者であるので、保健師資格のない小金沢補佐を出席させる理由がない。 保健所上原課長が出席連絡のない原告に直に確認を求め、事後にも直に資料を送付してくれた。この事実からも主任保健師である原告に出席を認めないことの異常性は明らかである。
2月13日	学校養護教諭との打合せに原告のみ参加させず、また知らせずに実施。結果の復命もなかった。		学校における予防接種の日程調整や歯科保健対策についての打合せであったため、担当の保健師が出席をしたものである(乙第40号証第9項、第3頁)。	養護教諭との打合せは、生涯の健康づくりの視点で長期にわたる方策など相談する場である。主任保健師を除外して臨時保健師を参加させる合理性はない。 結果の復命もないのは異常である。
2月19日	保健所に提出する15年度の事業計画の打合の際、成人の検診のみ原告を参加させ、その余の年間保健計画の協議には原告を参加させなかった。		「成人の検診のみ原告を参加させ」との主張であるが、甲第23号証第15項、第10頁では、「成人の検診に関する事項は協議されたのですが、その他の分野については私に一切発言をさせず、なんら協議もしないで」、「成人の検診に関して以外私は一切発言させてもらえませんでした」と主張している。この計画は、事業担当者がそれぞれ立案し、協議を要するものは協議をし、それをあわせて提出することとなっており、全てにおいて協議をしていたものではない。	平成14年度の計画は保健師全員で協議して立案していた。より良い保健行政のためには総合的な見地からの検討が不可欠である。まして主任保健師たる原告が事業計画の全体像を把握できないようにするなど、嫌がらせであるばかりか村民に対する保健サービスの観点からもきわめて無責任なやり方である。

2月19日	掛川課長が「結核対策委員会の設置検討会議」に、結核担当である原告を出席させなかった。		不知。	
2月20日	掛川課長が「保健所・市町村結核担当者及び保健師研修会」に結核担当である原告を出席させなかった。		不知。	
2月20日	掛川課長と小金沢補佐及び根岸保健師が「結核予防法施行令及び、結核予防法施行規則の一部改正について」の文書を原告に回覧しなかった。		不知。	
2月21日	村長より全職員の職免を得て開いた役場親睦会「南牧村の将来を村長と語る会」に出席した原告を掛川課長が自席に戻れと命令し、さらに村長室に呼び出し、総務課長・村長室長・社会課長及び補佐が出席しないよう命令した。		いわゆる職免、即ち職務専念義務の免除は、いつでも許されるわけではなく、上司の許可を受けなければならないのは当然のことであるが、原告は掛川課長の許可を受けずに無断で出席し、そのことを注意しても全く反省の態度がなかったため、出席しないように命じられるのは当然である。 また、原告は、村の職員の中で原告だけが出席できなかった旨主張しているが、庁舎内に職員は約60名いるが、懇談会に出席したのは26名のみである（乙32のⅢの8の④～⑦（16～17頁））。	「すでに村長の職免を受けているのだから、課長の許可は要らない。」（4月13日、三ツ木氏証言） 正に合理的理由のない命令である。原告が改めて、「出席してきます」と告げ2階に戻ったにもかかわらず、何らの業務がないにもかかわらず呼び出し出席せずに自席にいるよう命令したのであり、合理性がないことは明かである。 また、出席しようとして禁じられたのは原告だけである。

2月21日	原告が再度、村長への要望の回答を求めたところ、直後に村長室に呼ばれ、黒澤村長室長から却下と返され、「仕事に關した事なので、課長を通じて上げるように」と言われた。 また、工藤総務課長は原告に対して「口頭で嚴重注意」と言った。		工藤総務課長から「口頭で嚴重注意」を言い渡されたのは当然のことである。それは、同年2月21日親睦会が主催となって開催した「親睦会職員懇談会」（原告の主張する「南牧村の将来を村長と語る会」との会議名ではない。）に掛川課長に無断で出席をし、掛川課長の注意をも無視して再度出席をしたため、工藤総務課長が嚴重注意をしたものである。	親睦会職員懇談会ではない。 嚴重注意というのは、村長室で村長の回答を求める書類を戻されたときに総務課長から言われたことである。 職免を取っているのに課長の許可は必要ない。嚴重注意されるような事柄ではない。
2月21日	掛川課長が原告に対して「言いつけても無駄だからな」と言った。		掛川課長はそのような発言はしていない。	掛川課長は、原告の近くに寄ってきて、「村長は全部知っているんだ。言いつけても無駄だからな」と言った。
2月21日	掛川課長、小金沢補佐及び根岸保健師が「保健所・市町村結核担当者及び保健師研修会」に出席した小金沢補佐の復命を、原告に回覧しなかった。		不知。	結核担当となっていた原告に、復命すら回覧しないということは、全くあり得ないことである。感染予防、村民の健康管理を疎かにする行いであり、公務員の責任遂行上、許されることではない。
2月27日	掛川課長が健康づくり推進リーダー研修会に原告を参加させなかった。		これは、食生活改善推進員の役員がメンバーとなっているもので、事務担当である小金沢補佐に出張命令が出されたものである。	食生活改善推進員と一緒に健康づくりをしてゆく保健師を参加させるべきものである。
3月13日	掛川課長が、家庭訪問先の氏名を必ず告げて行くよう原告にのみ注意した。		他の保健師の家庭訪問に限らず、職員は出かける際には上司やまたは課員に行き先を告げていくのは当然のことであり、それをしなかった原告が注意を受けたのは当然のことである。	行き先を告げることと訪問先の氏名まで告げることは別のことである。 根岸保健師自身、「自分には訪問先の氏名まで告げるよう言われてない」と原告に返答したのである。

3月13日	新しい救急車が庁舎玄関前に来て、設備を見、説明を聞いた時に「無断で席を離れないように」と小金沢補佐が原告に命令した。		この時も再三の、無断で席を離れないように、との命令を無視して離席したため小金沢補佐から注意を受けたものである(乙第41号証第11項, 第3頁)。	社会課から見えるところにいる原告を小金沢補佐が追いかけてきてまで注意したのであり、その対応は異常であった。原告にだけ形式的な命令を押しつけてきたのである。 2階の健康相談室に行く時、家庭訪問に出かけるときなど、必ず周囲の者に告げていた。 村民に、「いつでも健康相談を受けますよ。」と話していたし、関係機関から電話が入る可能性があるので、必ず所在を社会課の在席者に告げて席を離れる習慣だった。 保健センターのない南牧村では、保健指導用品を置いてある2階の検診室と、1階の他の事務職員と一緒に1階事務室を往復して仕事をする状況だった。健康相談の電話が入ると、村民のプライバシー保護のために、2階の検診室に切り替えて相談を受ける。保健師は皆そのようにしていた。原告着任以前は、一般事務室で受けていたということだった。そのためか健康相談件数異常に少なかったが、プライバシーに配慮するようになって、相談件数が増えていた。
-------	--	--	--	--

3月13日	掛川課長，小金沢補佐が，原告が来所者の健康相談中，突然入室したり架電したりして相談業務を度々妨げた。		これも上記に関係するものである。原告は無断で離席する事が多く，どこに居るのかわからないことが度々あった。小金沢補佐は，原告が健康相談をしていることは知らないから入室してしまいそうになったことはあった（同第12項）。しかし，「入室したり架電したり」ということはない。	2階の健康相談室には鍵をかけていた。その鍵は課長補佐の机の上に置いてあり，健康相談室へ行くときには，その旨注げて鍵を持って行くのである。無断で席を離れるということはない。鍵がかかってないということは来所者がいる可能性が高いのに，確かめることもせず小金沢補佐が，入室して来た。来所者がいるのを知ってもそれを無視して話しかけてきた。健康相談中であることを知っているのに電話をかけてきて，相談が中断された。
3月20日	小金沢補佐が原告に原告担当地区の乳幼児訪問を行わないように命じた。		これは，当時原告は乳幼児検診等には担当しないこととなっていた。たまたま原告の担当地区に赤ちゃんが生まれ，根岸保健師がカルテを回覧しようとしたら，「検診にも参加させずに，赤ちゃん訪問だけに行くのは納得いかないし，できない」旨言われた。根岸保健師は上司に相談し，乳幼児検診を担当する保健師が赤ちゃん訪問も担当し，母子ともに一貫した関わりを持つことで育児不安の軽減に努めることとなった（乙第40号証第10項，第3頁）。	被告は，赤ちゃん訪問と乳幼児訪問の区別ができていないようである。原告には，それまで回覧していた妊娠届，出生届も回覧されなくなっていたが，新生児訪問を断ったことはなかった。臨時の神戸保健師が乳幼児健診の事後訪問対象者のカルテを原告に渡したとき，原告は「健診に参加させず，事後指導検討カンファレンスにも参加させないのに，事後指導訪問をすることは納得できないし，責任ある指導ができない」と言った。（以前は，乳幼児健診の際，問診や指導で母子に接し，終了後保健師間でカンファレンスをし，経過観察する乳幼児の検討をしていた。）一貫した保健指導をするために原告を赤ちゃん訪問から外すと小金沢補佐から言われたので，一貫性とはどういう意味なのか何度か問うたが，納得のいく説明はなされなかった。

4月1日	辞令交付式			
	育児休業中の前川保健師に主任保健師の辞令が出された。原告は変化なし。原告の座席の修正もなく、民生系の末席のままであった。		職員の任用については、被告の裁量権の範疇である。	育児休業中の職員を辞令交付日のみわざわざ呼び出して昇格・昇給させることはあり得ない。
4月2日	掛川課長が年度当初の社会課会議に原告のみ留守番を命じた。その会議終了直後、新しい事務分掌が出された。		平成15年4月2日の会議は、同月4日に開催される「戦没者追悼式」の打合せ会議であり、原告が言う「年度当初の社会課会議」ではない。また、会議は追悼式当日の係分担等の準備について話し合わせられ、場所も執務室ではなく、別の会議室で開催された。そのため、例年、執務室には社会課の職員を一人留守番に置くことになっていた。他方、原告は同月4日には年次有給休暇を取得し許可を得ていた。 したがって、追悼式当日に休暇をとる原告に対し、留守番に命令することは至極合理的なことである（乙第32号証の1Ⅲ第10項、第18頁及び第40号証第11項）。 なお、社会課保健係の打合せは、4月2日の戦没者追悼式打合せ会議終了後行われており、これは原告のスケジュール表にも記載されているとおりである（乙第50号証）。しかも原告はその打合せにも出席をしている。これは原告の甲第23号証第17項、第12頁に明らかである。	執務室にはその週の電話当番も居り、原告が残る理由は無かった。例年社会課の誰かが残ることも無かった。 「年度当初の社会課会議」が行われたのであり、これは毎年開いているもので、戦没者追悼式の打合せだけではない。

4月11日	保健所に提出済みの公文書に、社会課保健係に所属する原告につき民生係に所属する旨の事実と反する記載がされていることが判明した。		不知。	小金沢補佐が記述した書類である。
4月19日	原告に回覧されない公文書が大量にあることが判明した。		不知。どのように判明したのか。	社会課の棚に並ぶ文書の綴りを見ると、原告が目にしておらず押印のないものが驚くほどたくさんあった。感染症情報すら回覧されていなかった。
4月21日	掛川課長が原告を乳幼児検診に参加させなかった。		このころ原告は乳幼児検診等には担当をしないこととなっていたためである。	乳幼児健診は、常に保健師の手が足りず、適切な保健指導ができない状況であった。「担当しないことになっていた」のではなく、掛川課長が禁じたのである。村民に対して有効な保健指導をするために他の方法を検討することをせず、協議もさせなかったのである。

<p>5月23日 30日 6月6日 17日</p>	<p>胃ガン検診実施に際し、前年度より早い6時半の出勤命令が出された。 原告は自家用車でなく、路線バスと上信電車を利用しているために前年は受付開始時刻の7時から勤務した。 公共交通機関の電車もバスもない時間帯に出勤を命じられ、やむを得ず使用したタクシー代を全額自己負担（4回で2万5千円程）させられた。工藤総務課長が、「決まった時刻（6時半）に出勤できるところに住むべきで、交通手段については自分で解決することである。南牧村のやり方に従ってもらわなくてはならない。そうでないなら他の保健師を雇って楠を事務職に配置することも考えている」と発言した。</p>	<p>原告は、平成15年5月と6月に実施された胃がん検診について、「前年度までより早い」6時半の出勤を命じられた旨主張しているが、事実と反する。 胃がん検診は、従前から午前7時から検診ができるように計画されているため、当然職員はその前の午前6時30分には出勤しなければならないとされていた。これは、平成15年度だけでなく（乙37）、その前年度である平成14年度も同様であった（乙38）。 また、原告は、原告自身住民検診、ガン検診の主担当であると認めているところであり、ガン検診等の日程は原告が中心となって決定している。平成15年度の検診日程も原告が決定しており（乙第37号証6枚目）、自分本位の主張といわざるを得ない。 工藤課長の発言については不知。</p>	<p>平成14年度は、前日にできることは準備をしておき、当日朝、問診に間に合う7時までの出勤をしていた。原告は始発電車に乗って、下仁田からはタクシー（自己負担）で出勤していた。6時半出勤になると電車も無い。検診の時間を30分遅くする方法もあるが、自家用車の者や村に住んでいる職員など6時半に出勤できる者もいるので、大きな支障なく実施していたのである。（4月13日、浅川補佐証言9頁） 時間外手当は6時半からでも2時間分であるから、タクシー代を全額自己負担すると、それを上回る。掛川課長はそのようなことに全く配慮無く命令した。</p>
<p>5月6日</p>	<p>工藤総務課長が地方財政制度の研修会に対する原告の参加希望を却下した。</p>	<p>当該研修は南牧村総務課で希望者を募った「地方財政制度」の研修であり、平成15年7月16日、17日に太田市の関東学園大学を会場にして開催され、両日も出席が原則のものであった。 この研修は、当時の原告の職務に関連が薄いこと、太田市という遠距離での開催であること、及び、原告には自動車の交通事故が多かったことなどを考慮して原告の派遣を見合わせることに総務課長が判断したものであり、他意があるものではなく、裁量の範囲内である。</p>	<p>地方財政制度の研修が保健師に関連が薄いとは言えない。大いに関連がある。 原告は無事故無違反のゴールド免許を所持している。自動車事故が多かったというのは偽りである。 遠距離の場合は電車利用の旅費が出るので、出席に支障は無い。</p>
<p>6月</p>	<p>小金沢補佐が、保健師が関わるべき健康大学の講義内容の作成から原告を排除した。</p>	<p>不知。</p>	

6月10日	原告が公平委員会へ勤務条件に関する措置要求。それに対し、7月29日受理、9月25日棄却された。		認める。	
7月1日	掛川課長が原告の検診室の使用を妨害した。		このような事実はない。	検診室の鍵を持っていて、相談者が来庁しているのに、「他の部屋で健康相談をしろ」などと無理なことを言った。
7月3日	掛川課長が原告を小学校保健委員会に参加させなかった。		不知。仮にこれらのことがあったとしても、課長の裁量権の範疇である。その理由としては、平成13年10月23日南牧小学校の歯科保健指導の際村の歯科保健行政に違背する態度をとったため、歯科保健に限らず原告の持論による同様の発言をされたのでは児童・生徒及び住民の不安を煽り、本村の行政に不信感を抱かせる結果になる恐れがあったためである。	小学校保健委員会と歯科保健指導は関係が無い。 この時のテーマは「姿勢について考えよう」であった。『村の歯科保健行政に違背』したことはない。
7月4日	掛川課長が原告を乳幼児検診打合せに参加させなかった。		これは乳幼児検診等連絡協議会であって、平成13年7月11日に開催されたものと同一のものである（上記平成13年7月11日の項参照）。	本来、参加させるべきものに参加させなかったことは事実である。
7月10日	掛川課長が原告を中学校保健委員会に参加させなかった。			この時のテーマは「食について考える」であった。
7月23日	7月31日に開催される保健師主務者会議出席に先だって、原告が「支援費制度について」の講師への質問事項を書いてFAXしようとしたところ、質問事項を消して送付するよう掛川課長から命じられた。		質問の内容が当該会議の内容に合わなければ当然削除を求めるものである。	合わない内容でなく、基本的なことである。（甲第35号証及び掛川証人の証言）

7月25日	掛川課長が原告を乳幼児検診に参加させなかった。		この頃原告は、乳幼児検診等には担当しないこととなっていたためである（上記4月21日の項と同じ）	担当しないことになっていたのではなく、掛川課長が参加を禁止したのである。担当させない正当な理由が無い。被告の主張は乳児検診の実態を無視したものである。 乳幼児健診は、計測、問診、診察、指導と、保健師が各コーナーを掛け持ちで実施するので、人数がいないと、適切に幼児の発達などを把握できないし、保護者への適切な指導ができないものである。そのために、事務職やボランティアの手も借りていた。
8月21日	掛川課長が原告を健康調査事業第1回検討会議に参加させなかった。		健康調査事業の事務担当は根岸保健師である。健康調査事業というのは、住民の健康に関するアンケートを実施しようとする事業である。この事業については、保健係で打合せをして群馬大学及び保健福祉事務所の指導を受けており、原告も打合せには当然参加をしていた。この日の会議は、群馬大学で行われ、小金沢補佐と事務担当の根岸保健師が出席したもので、保健師全員が出席する必要がなかったため上記の者に出張命令が出されたものである。	健康調査事業の事務担当が根岸保健師であったという根拠はない。 健康調査事業は、その内容が今後長く保健指導業務と深く関連するものであり、経験者を差し置いて本来新卒3年に満たない根岸保健師に任せてよいものではない。主任保健師を参加させない正当な理由が無く、原告を故意に参加させなかったのである。 当初、原告には内緒で進めていたが、原告が主張したので一度保健所での打合せに参加させたが、その他は、保健所や群馬大学との打合せには一切参加させず、意見も無視したのである。
9月3日	掛川課長、小金沢補佐及び根岸保健師が、群馬県保健福祉部保健予防課長からの「平成15年度健康づくり等関連施策の実施状況調査について」の文書を原告に回覧しなかった。		不知。	

9月16日	掛川課長が原告を健康調査事業打合せに参加させなかった。		原告が行く必要のない打合せであったためである。アンケートの項目、内容については、原告を含めた保健係で協議をしており、その結果を当該打合せに諮って指導を仰ぐというものであるから、担当の根岸保健師が出席すれば足りるためである。	『原告を含めた保健係で協議』などしていない。被告の主張は偽りである。
9月18日	8月の家庭訪問記録提出に際し原告が異議を書き添えたものを、掛川課長が原告の面前で破り捨てた。		家庭訪問記録の提出については、プライバシーの保護を訴えて提出を渋ってきたが、事実は原告自身の行動を隠蔽するためであった。課長にも当然プライバシーの保護は課されており、その責は果たしている。そもそもこのように毎回提出簿の表紙に異議を書いてくるということは、逆に課長に対する嫌がらせである。	掛川課長に「どこに保管しているのですか」と問うたら、『ここだよ』机の引き出しを開けて見せたことがあるがその引き出しは鍵がかけられていなかった。家庭訪問記録は、指導の検討、評価、計画を自ら行うための資料である。人に見せるものではない。原告の行動を書くものでもない。どんな行動を隠蔽するためだということであろうか。家庭訪問記録には個人の重大な秘密事項が書いてある。課長といえどむやみに見てよいものではない。見る目的をはっきりさせること、保管・処理方法をきちんとすることは当たり前のことだが、1年間出し続けても掛川課長はその点を疎かにしたままであった。
9月25日	掛川課長が原告を健康調査事業打合せに参加させなかった。		担当の根岸保健師に出張命令が出されたものである。	何十年に一度行われるか否かという、重要な健康調査事業である。その結果に基づいて、今後長期の保健計画が立てられるものである。その打合せに、故意に主任保健師である原告を排除し、出席させなかったものである。

10月1日	企画情報課への辞令が出された。この日保健所で行われる研修会に、原告が検討事例を出す予定だったが、掛川課長が出席を許可しなかった。		異動辞令が出されたのであるから出席する必要はなくなるのは当然である。検討事項があるのであれば、代わりに出席する職員に引き継げば十分足りることである。	事例検討を予定しているということは、その村民のことを良く知っている人でなければよい検討はできない。代替りの職員でこと足りると考えること自体、村民を軽視している。
10月	異動直後、広報編集に必要なカメラ撮影研修の案内が来たので原告が希望したが、研修の予算があるのに工藤総務課長が許可しなかった。		不知。そもそも争点とは関係のない記述。	まさに嫌がらせである。新しい業務に専念して村のために良い仕事をしてもらおうとするのであれば、むしろ管理職の方から命じて当然の研修である。
11月2日	村長への処分理由説明書交付請求に対し、村長が11月13日、処分理由説明書は交付しないと原告に回答した。		争点とは関係のない記述。	処分の理由こそ問題であり、国家資格を有する専門職を募集採用し、それを事務職に異動して、処分理由説明書を交付できないこと自体、被告に正当性がないことを現している。
11月4日から21日	工藤総務課長が、原告に通常新卒3年経過した職員が受ける地方自治研修、町村一般職員前期講習（4日間）に出席するよう命じた。	11月4日 12日 18日 21日	争点とは関係のない記述。 あえて反論すると、この研修は、群馬地方自治研修所（現群馬自治総合研究センター）が毎年開催している研修で、対象は県内町村職員のうち採用後3年目から6年目の職員を対象に実施されるものである。目的は「町村職員として必要な一般的基礎知識を習得するとともに、公務員のあり方を考える。」となっている。原告は、本村に採用後3年目であり、またこれまでの原告の公務員としての姿勢を考えたとき、研修の必要性を感じたため研修命令を出したものである。	原告は北海道職員から割愛人事で南牧村に就職している。経歴を通算すると18年以上の公務員経験がある。嫌がらせ以外の何ものでもない。

11月25日	原告が公平委員会にした不利益処分に関する不服申立に対し平成16年1月8日受理、7月15日棄却された。公平委員会事務局は総務課の中にあるが、人事を担当した職員と全く同一人が担当しており、掛川総務課長が指示していた。		本件と直接関係がない。 あえて反論すれば公平委員会への不利益処分に関する部分は認める。また人事担当と公平委員会担当が同一であるということも認める。掛川総務課長が誰に何を指示していたのか説明を求める。 公平委員会は、3名の合議体で決定をする機関であるから、仮に「人事を担当した職員と全く同一人」の事務職員に指示を出したとしても、その指示でどのようにでもなるものではない。そもそも掛川課長は平成16年4月1日から総務課長に異動してきたもので、不服申立の件については、その途中から引き継いでいる。指示をしていた証拠を示せ。	総務課長として引き継いでいるのであり、関与していることを被告自身が認めているのである。総務課長となった掛川課長の所へ歯科医師会から、原告の弁護士のプロフィールや原告のインタビュー記事のコピーが送られてきたことは、役場内の周知の事実であった。 原告に長期間嫌がらせをしてきた掛川課長が、総務課長となって突然公平な態度をとるとは考えにくい。
平成16年				
1月	平成16年度の予算中、原告の旅費が1円残さず削られた。工藤総務課長が「これ削れ」と言ったと田貝課長補佐から聞いた。		争点とは関係のない記述。 あえて反論すれば必要がないからとの判断に基づいたものと思われる。さらに、「原告の旅費」との主張であるが、旅費は「人」につけるものではなく、その「旅行命令」に必要な経費を計上するものであるから、原告の主張は失当である。	文書広報費の旅費は他に該当者はおらず、原告一人が対象である。情報施設費の方には旅費が余っていた。必要があったため、そこから旅費を流用したことが2度ある。
4月	原告は主任のままであり、昇格辞令はなかった。		争点とは関係のない記述。	南牧村での内規に反した人事である。原告に対する不公平な扱いである。
4月1日	辞令交付式			
	掛川課長が社会課長から総務課長となる。		争点とは関係がない。	

平成17年				
4月	育児休業中に主任辞令を受けた前川保健師が、復帰後6ヶ月で主査保健師の辞令を受け一方、原告は4年間主任のまま昇格しなかった。		争点とは関係がない。	南牧村での内規に反しており、不公平な扱いであり、嫌がらせである。 前川保健師は、主任になってから6ヶ月で主査になっている。内規では2年であると元総務課長から聞いている。被告はこの内規を裁判に提出していない。
7月	広報誌編集に関する原告の起案を、掛川総務課長が村長決裁印に赤×して却下したと、起案書を長谷川企画情報課長が持ち帰り「これをどう思うよ？」と原告と神戸課長補佐に言った。掛川課長は『理由はないが却下する』と言ったとのことだった。		争点とは関係のない記述。	理由無く却下することは、嫌がらせである。
平成18年				
4月1日	主査の辞令を受ける。南牧村は年功序列人事を取っているにもかかわらず、原告は5年間主任のままだった。内規の提出を求めているが未だ提出されていない。		争点とは関係のない記述。	昇格のみならず昇給も遅らせたことは嫌がらせ以外の何ものでもない。